

山形県中古住宅流通促進事業費補助金 Q&A

Q1. 補助金の申請書（交付申請書兼実績報告書）はどのタイミングで提出しますか。

A1. 購入した中古住宅に住民票を移した後、申請を行うことになります。

Q2. 補助金の申請期限（交付申請書兼実績報告書の提出期限）はいつまでですか。

A2. 令和8年2月27日（金）までです。

Q3. 申請書等に署名や押印は必要ですか。

A3. 署名や押印は不要です。

Q4. ローンの契約者が連名の場合は、申請者はどうすればよいですか。

A4. ローンの契約者が連名の場合の申請者は、契約者の代表者1名としてください。

Q5. 所得制限（所得が1,200万円以下）については、世帯所得と個人の所得のどちらで判断しますか。

A5. 個人（契約者の代表者である申請者）の所得で判断します。

Q6. 補助金額はどのように計算しますか。

A6. 補助金額は住宅ローンに応じて計算します。

住宅ローン返済予定表の初回返済日を含む月から120箇月目までの期間において、各年の補助金額の合計により計算します。

※各年の補助金額の上限：移住・新婚・子育て世帯…4万円、一般世帯…3万円

【各年の補助金額の計算方法】

$$\begin{array}{l} \text{各年の} \\ \text{補助金額} \\ \text{※千円未満} \\ \text{切り捨て} \end{array} = \begin{array}{l} \text{住宅ローン} \\ \text{の年末残高} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{住宅の購入に要する額} \\ \text{※上限 1,500 万円} \end{array}}{\text{借入額}} \times \begin{array}{l} \text{対象利率} \\ \text{※0.4\%又は利} \\ \text{率のいずれ} \\ \text{か低い率} \end{array} \times \frac{\text{対象月数}}{12}$$

Q7. 申請書の添付書類である「土地・建物の登記事項証明書の写し」は、登記情報提供サービスにより、インターネットで確認した登記情報の写しでもよいですか。

A7. 支障ありません。

Q8. 申請書の添付書類である口座振替申出書に、預金通帳の写しを添付することになっていますが、キャッシュカード（口座番号、氏名が確認できるもの）の写しでもよいですか。

A8. キャッシュカードの写しでもよいですが、本・支店名や預金種目など、口座振替申出書の記載内容と全て整合していることが分かる資料も追加で添付してください。

【追加で添付する資料の例】

・画面のスクリーンショットを印刷したもの など

Q9. 申請書の添付書類である世帯要件を満たす住民票の写しは、続柄と世帯主を省略し

たものでもよいですか。

A9. 続柄と世帯主は省略できません。

Q10. 申請書の添付書類である戸籍の附票や戸籍謄本（抄本）は写しでもよいですか。

A10. 写しでもよいです。

Q11. 申請書の添付書類である「初回返済日を含む月から120ヶ月目を含む年の12月までの期間における返済予定を明記した書類」は、変動金利の場合も提出が必要ですか。

A11. 提出が必要です。（作成日時点の予定で作成したもの）

Q12. 申請書の添付書類として所得証明書の写しを添付することになっていますが、代わりに他の書類を添付してもよいですか。

A12. 市町村が発行した、所得が1,200万円以下であることが確認できる書類であれば支障ありません。

なお、所得とは以下の金額を指します。

- ・1年間（1月1日～12月31日）の収入から給与所得控除などの必要経費を差し引いた金額
- ・給与所得だけでなく、不動産所得や雑所得なども含めた総所得金額

【所得証明書の写しの代わりになる書類の例】

- ・課税証明書の写し

【所得証明書の写しの代わりにならない書類の例】

- ・源泉徴収票の写し

Q13. 申請書の添付書類として金銭消費貸借契約書の写しを添付することになっていますが、ネット銀行と住宅ローン契約を結び、金銭消費貸借契約書が無い場合、ネット銀行のマイページ画面を印刷したものでもよいですか。

A13. 金融機関名、支店名、借入金額、返済期間、契約日、金利種別、利率が確認できる場合は支障ありません。